◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２９５号（H27.　4. 17）◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝７件（４月１０日～４月１６日分）
（１）乗合バスと乗用車の衝突事故
（２）法人タクシーの死傷事故
（３）法人タクシーとトラックの衝突事故
（４）法人タクシーの死傷事故
（５）トラックの酒気帯び物損事故
（６）トラックの横転事故
（７）自家用有償旅客運送自動車（福祉有償運送）の衝突事故
２．事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
３．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
４．ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
５．ホイ-ル･ベアリング゛の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
６．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
７．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
８．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
９．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
１０．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
１１．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

事故は、対向車線で駐車しようとしていた乗用車が突然、センターラインを越えてきたため、クラクションを鳴らし急ブレーキを掛けたが間に合わず、正面衝突したもの。

（２）法人タクシーの死傷事故

４月１０日（金）午前０時３０分頃、広島県の県道交差点において、同県に営業所を置くタクシーが空車で運行中、交差点右側から小走りで渡ってきた歩行者と衝突する死傷事故が発生した。
この事故により歩行者が死亡した。

事故は、タクシーが雨で視認が悪い中、交差点の信号が黄色に変わったにもかかわらずそのままの速度で通過しようとしたこと、及び歩行者が横断歩道のない場所（数メートル先には横断歩道がある）を横断したため発生した模様。

（３）法人タクシーとトラックの衝突事故

４月１１日(土)午前３時２０分頃、埼玉県の交差点において、東京都に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せ運行中、神奈川県に営業所を置く事業用トラックと衝突した。

この事故によりタクシーの乗客がくも膜下出血の重傷を負い、タクシー運転者が軽傷を負った模様。

事故は、タクシーが赤信号に気づかず信号無視により交差点に進入し、左側から青信号で直進してきたトラックと左側面を衝突し、さらに交差点脇の縁石とポールに衝突したもの。

（４）法人タクシーの死傷事故

４月１５日（水）午後８時３０分頃、香川県の県道において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せ運行中、道路上横臥者に当該車両の左前方部分を接触させた。

この事故により、路上横臥者が死亡した。

タクシーの運転者及び乗客にけがはなかった。

事故の原因は現在調査中。

（５）トラックの酒気帯び物損事故

４月１４日（火）午前１１時４５分頃、埼玉県の市道において、千葉県に営業所を置くトラックが軽乗用車と接触事故を起こして逃走した。

その後、警察に発見された際、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出され、運転者は逮捕された模様。

（６）トラックの横転事故

４月１６日（木）午後４時３０分頃、大阪府の国道交差点において、和歌山県に営業所を置くトラックが片側２車線の右側を運行中、車道を横断していた歩行

者を認め衝突を避けようとしたところ、中央分離帯に衝突し、はずみで横転したため、歩行者１名がトラックの下敷きになった。
　この事故により、歩行者は病院へ搬送されたが、その後死亡した。
　トラックを運転していた運転者は逮捕された模様。

（７）自家用有償旅客運送自動車（福祉有償運送）の衝突事故
　４月１４日（火）午後４時１５分頃、北海道の道道において、道内に事務所を置く自家用有償旅客運送自動車（福祉有償運送）の軽乗用車が、前方に停車していたトラックに衝突した。
　この事故により、自家用有償旅客の乗客１名が腰の骨を折るなどして病院に搬送されたがその後、死亡した。また、福祉有償運送の運転者は軽傷を負った。トラック運転者にはけがはなかった模様。
　当時の天候は霧雨で濃霧も発生しており、路面は下り坂で濡れた状態であった模様。
　事故の原因は現在調査中。

◇◇◇

（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/top/data/notice-truck.pdf

◇◇◇

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

◇◇◇

き、従来２００両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成２５年１０月１日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成２６年１月６日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局（輸送担当）に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい（各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。）。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

◇◇◇

（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

◇◇

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行　国土交通省自動車局安全政策課

＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】

＊自動車局ホームページ

（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆